

松田町官民連携まちづくりアドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 松田町が官民連携のまちづくりを進めるうえで、専門的な立場から助言・提言を得ることを目的として、官民連携まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる要件を全て満たす者の中から、町長が委嘱する。

(1) 官民連携のまちづくりに関して学識経験及び専門知識を有する者

(2) 第4条に掲げる各号いずれかの職務に関する実績を有する者

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、町長はアドバイザーから辞任の申出があったとき又は特別な理由があるときは、アドバイザーの委嘱を解くことができる。

(職務)

第4条 アドバイザーの職務は次のとおりとする。

(1) 松田町の官民連携のまちづくりに関して助言・提言等を行う。

(2) 松田町が主催する研修会等に参加し、官民連携のまちづくりに関する講演、事例紹介等を行い、普及啓発を図る。

(3) その他、アドバイザーとして必要な職務

(報償)

第5条 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼金を支払うものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、定住少子化担当室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。